

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。ただし、音声利用 I P 通信網サービスまたは付加機能の契約が解除されたときは、契約の解除があった日（付加機能の解除については、その解除があった日）の属する月の末日までの期間の支払を要します。

(1) 料金月の初日以外の日音声利用 I P 通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。

(2)～(4) 削除

(5) 第 32 条（基本料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。

(6) 5 の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3 2 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 32 条（基本料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1 の規定にかかわらず、2 以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が別に定める J:COM NET 光 (N) 利用規約の別記 2 で示す支払い方法によって支払っていただきます。

8 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

9 削除

(料金の一括後払い)

10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

11 削除

(消費税相当額の加算)

12 第32条(基本料金の支払義務)の規定から第35条の2(線路設置費の支払義務)の規定、第53条(番号案内)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

(注1) 12において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) 本規約の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金の減免等)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

第1表 料金 (重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 基本料金

第1 削除

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区分	内容										
(1) 第2種サービスの細目に係る料金の適用等	ア 当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。										
	(ア) 通信の態様による区別										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>付加機能を利用することなく高音質通話 (当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)を利用することができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	(削除)	—	タイプ2	付加機能を利用することなく高音質通話 (当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)を利用することができるもの				
	区別	内容									
(削除)	—										
タイプ2	付加機能を利用することなく高音質通話 (当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)を利用することができるもの										
<p>備考</p> <p>1～2 削除</p> <p>3 発信者 (タイプ2の契約者に限ります。)は、通信を行う場合において、その通信に係る通信種別 (音声その他の音響、映像又は符号の区別をいいます。以下同じとします。)、1のチャンネルにおける同時通信数又は伝送速度 (以下「通信種別等」といいます。)を指定するものとします。</p> <p>4 タイプ2の契約者は、通信中に、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。</p> <p>5 この備考の3又は4の場合において、その通信種別等による通信を通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行うことができます。</p>											
(イ) 基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メニュー</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1</td> <td>同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	メニュー1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メニュー</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1</td> <td>同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	メニュー	内容	1-1	同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの	削除	—
	区別	内容									
	メニュー1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メニュー</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1</td> <td>同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	メニュー	内容	1-1	同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの	削除	—			
	メニュー	内容									
1-1	同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの										
削除	—										
備考											
1～10 削除											

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	イ 当社が別に定める場合は、料金月の初日以外の日において、メニュー間の変更を行うことができません。								
(2) (3) 削除	ー								
(4) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>ア 2-3に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第2種サービス又は付加機能の提供を受けている第2種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>電気通信番号</td> </tr> <tr> <td>第2種サービス</td> <td>契約者回線番号</td> </tr> <tr> <td>番号情報送出機能 (追加番号)</td> <td>追加番号</td> </tr> <tr> <td>着信課金機能 (フリーアクセス・ひかりワイド)</td> <td>着信課金番号</td> </tr> </table>	区分	電気通信番号	第2種サービス	契約者回線番号	番号情報送出機能 (追加番号)	追加番号	着信課金機能 (フリーアクセス・ひかりワイド)	着信課金番号
区分	電気通信番号								
第2種サービス	契約者回線番号								
番号情報送出機能 (追加番号)	追加番号								
着信課金機能 (フリーアクセス・ひかりワイド)	着信課金番号								

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

2 料金額

2-1 基本額

(1) 基本料

区分		単位	料金額
メニュー1に係るもの	メニュー1-1に係るもの	1 利用回線ごとに	500 円(税込価格 550 円)
	削除	—	—

2-2 付加機能使用料

区分		単位	料金額 (月額)
追加番号 (N) (追加番号)	その利用回線等に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号 (第2種契約者からの請求により当社がその回線収容部又は利用回線に付与した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。) の情報を、その接続契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能	1 追加番号ごとに	100 円(税込価格 110 円)
備考	<p>1 第2種契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>2 1の回線収容部又は1の利用回線に付与することができる追加番号の数は、メニュー1のものにあっては4以内とします。</p> <p>3 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p>		
割込通話 (N) (タッチホン)	通信中に他から着信があることを知らせ、その利用回線 (メニュー1に係るものに限ります。) に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能	1 利用回線ごとに	300 円 (税込価格 330 円)
備考	この機能が提供されている第2種契約について、通信中に高音質通話又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。		

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

<p>着信転送(N) (ボイスワープ)</p>	<p>その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合(通信中に他から着信があった場合を含みます。)その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限ります。)から着信する通信のみを、応答前に、第2種契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能</p>	<p>1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに</p>	<p>500円(税込価格550円)</p>
-----------------------------	--	----------------------------	-----------------------

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>5 第2種サービス (タイプ2に限ります。) において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p>
--	----	--

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

発信番号表示 (N) (ナンバーディスプレイ)	基本機能	この機能を利用する利用回線へ通知される発信電話番号等(NTT東西が定める電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)を受信することができる機能		メニュー1に係るもの	1 利用回線ごとに	400 円 (税込 価格 440 円)
	追加機能	発信電話番号通知機能 (ナンバー・リクエスト)	この機能を利用する利用回線へ発信電話番号等が通知されない通信(通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)その他発信者とその発信電話番号等を通知しない通信に限ります。)に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	メニュー1に係るもの	1 利用回線ごとに	200 円 (税込 価格 220 円)
	備考	当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。				

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

<p>迷惑電話撃退(N) (迷惑電話おことわり機能)</p>	<p>迷惑電話を防止したい旨の申出があった第2種契約者のために、登録応答装置(その第2種契約の契約者が指定した契約者回線番号等(当社が別に定めるものに限ります。))を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、音声利用IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。)を利用して提供する機能</p>	<p>1 登録応答装置ごとに</p>	<p>200円(税込価格220円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 この機能には、次の区分があります。</p> <p>ア 個別着信応答(1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの)</p> <p>イ 共同着信応答(複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの)</p> <p>2 削除</p> <p>3 第2種契約者は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用していただきます。</p> <p>4 1の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号(以下「登録可能番号数」といいます。)は、30以内とします。</p> <p>5 登録可能番号数を超過して登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。</p> <p>6 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>7 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>8 当社は、この機能を利用している第2種契約について、利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話おことわり機能を廃止します。</p> <p>9 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

複数チャンネル (N) (複数チャンネル)	1 の回線収容部又は 1 の利用回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能	メニュー 1 に係るもの	追加する 1 のチャンネルごとに	200 円 (税込価格 220 円)
	備考	1 同時通信機能の提供を受けている第 2 種契約者は、その回線収容部又は利用回線において、NTT 東西が定める I P 通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、同時通信機能を利用した通信を行うことができません。 2 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。		

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

<p>着信お知らせメール (N) (着信お知らせメール)</p>	<p>その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号 (当社が別に定めるものに限ります。) からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能</p>	<p>1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに</p>	<p>100円 (税込価格 110円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>2 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等 (電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。</p> <p>3 第2種契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>4 当社は、第41条 (責任の制限) に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

<p>FAX お知らせメール (N) (FAX お知らせメール)</p>	<p>その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能</p>	<p>1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに</p>	<p>100円(税込価格110円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4判以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p> <p>5 第2種契約者にファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>6 ファクシミリ通信の発信に係る端末設備の種類又は状態によっては、この機能を利用できないことがあります。</p> <p>7 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている画像ファイルを消去することがあります。この場合において、当社はあらかじめそのことを第2種契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>8 当社は、7の規定により、現に蓄積されている画像ファイルを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>9 当社は、第41条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

第2類 通信料金

第1 削除

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区分	内容														
(1) 国内通信の種類	<p>国内通信には、次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="475 499 1345 1601"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 499 708 551">種類</th> <th data-bbox="708 499 1345 551">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 551 708 611">1 一般通信</td> <td data-bbox="708 551 1345 611">2、3、4、5又は6以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 611 708 884">2 移動体通信</td> <td data-bbox="708 611 1345 884">携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 884 708 936">3 削除</td> <td data-bbox="708 884 1345 936">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 936 708 987">4 削除</td> <td data-bbox="708 936 1345 987">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 987 708 1261">5 IP電話通信</td> <td data-bbox="708 987 1345 1261">IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1261 708 1601">6 公衆通信</td> <td data-bbox="708 1261 1345 1601">接続契約者回線等と NTT 東西が定める電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	1 一般通信	2、3、4、5又は6以外のもの	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信	3 削除	—	4 削除	—	5 IP電話通信	IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信	6 公衆通信	接続契約者回線等と NTT 東西が定める電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信
種類	内容														
1 一般通信	2、3、4、5又は6以外のもの														
2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信														
3 削除	—														
4 削除	—														
5 IP電話通信	IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信														
6 公衆通信	接続契約者回線等と NTT 東西が定める電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信														

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

<p>(2) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用</p>	<p>当社は、一般通信及び公衆通信の通信料金を適用するため、接続契約者回線等との通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1" data-bbox="475 309 1347 1079"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 309 708 353">区分</th> <th data-bbox="715 309 1347 353">適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 362 708 1025">1 県内通信</td> <td data-bbox="715 362 1347 1025"> 接続契約者回線の終端(回線収容部に收容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)、(4)若しくは(5)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、NTT東西が定める電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1034 708 1079">2 県間通信</td> <td data-bbox="715 1034 1347 1079">1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用する通信	1 県内通信	接続契約者回線の終端(回線収容部に收容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)、(4)若しくは(5)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、NTT東西が定める電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信	2 県間通信	1以外のもの
区分	適用する通信						
1 県内通信	接続契約者回線の終端(回線収容部に收容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)、(4)若しくは(5)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、NTT東西が定める電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信						
2 県間通信	1以外のもの						
<p>(3)～(7)</p>	<p>削除</p>						
<p>(8) 国内通信に係る通信料金の適用</p>	<p>ア 削除 イ メニュー1又はメニュー2に係る一般通信の通信料金については、2(料金額)の2-1-2(1)に規定するプラン2の料金を適用します。 ウ 当社が別に定める通信については、アの規定にかかわらず、2(料金額)の2-1-2(1)に規定するプラン2の料金を適用します。</p>						
<p>(9) 選択制による通信料金の月極割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者から申出があったときは、その第2種契約に係る通信料金について、通信料金別表に定める選択制による通信料金の月極割引を適用します。ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極割引等を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。 イ 現に月極割引の適用を受けている第2種契約について、接続契約者回線に係る終端の場所若しくは利用回線の契約者回線番号の変更に係る届出又は利用回線の移転等に伴い契約者回線番号が変更となる場合等であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通信料金別表の規定にかかわらず、その契約者回線番号の変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。 この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。</p>						

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	<p>ウ 契約者が、その第2種契約に係る通信料金について、同時に2以上の月極割引の適用を受けようとする場合の取扱いは、当社が別に定めるところによります。ただし、料金表別表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>
(10)、(11) 削除	削除
(12) 付加機能等を利用した通信料金の適用	<p>ア 接続契約者回線等から電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線 (NTT 東西が定める電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であって当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。) への通信に係る通信料金の適用については、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。イ 映像通信機能を利用した通信の料金については、2-1-1 (タイプ1に係るもの) (2) (映像通信機能を利用した通信に係るもの) に規定する通信料金を適用します。</p> <p>ウ イの場合において、通信時間の測定等については、(4) に規定するタイプ2に係る通信に準じます。</p>
(13) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い	国際通信に係る着信先の地域については、接続契約者回線等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。
(14) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。
(15) 通信の付加サービスに関する取扱い	通信の付加サービスには、災害用伝言ダイヤルがあり、その通信の付加サービスに関する取扱いについては、NTT 東西が定める電話サービス契約約款に規定する取扱いに準じて取扱います。
(16) 国内通信に関する料金の減免	<p>次の通信については、第33条 (通信料金の支払義務) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信</p> <p>イ 災害用伝言ダイヤルを利用して行う通信</p> <p>ウ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものへの通信</p>

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

2-1-1 タイプ1に係るもの

以外のもの

ア イ、ウ及びエ以外のもの

料金種別	単位	料金額
県内通信及び県間通信	3分までごとに	8円(税込価格 8.8円)

イ 移動体通信及びIP電話通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
移動体通信	1分までごとに	16円 (税込価格 17.6円)
IP 電話 通信	グループAに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに 10.4円 (税込価格 11.44円)
	グループBに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに 10.5円 (税込価格 11.55円)
	グループCに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに 10.8円 (税込価格 11.88円)

ウ 削除

エ 公衆通信 (フリーアクセス通信に係るものに限ります。)に係るもの

料金種別	単位	料金額
県内通信	1分までごとに	20円(税込価格 22円)
県間通信	1分までごとに	30円(税込価格 33円)
2) 映像通信機能を利用した通信に係るもの		
料金種別	単位	料金額
県内 通信 及び 県間 通信	ア その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	3分までごとに 8円 (税込価格 8.8円)
	イ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sまでのもの	30秒までごとに 1円 (税込価格 1.1円)

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/s を超えて512kbit/s までのもの	30 秒までごとに	1.5 円 (税込価格 1.65 円)
	エ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が512kbit/s を超えて1Mbit/s までのもの	30 秒までごとに	2 円 (税込価格 2.2 円)
	オ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が1Mbit/s を超えて2.6Mbit/s までのもの	3 分までごとに	15 円 (税込価格 16.5 円)
	カ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が2.6Mbit/s を超えるもの	3 分までごとに	100 円 (税込価格 110 円)
	キ ア～カ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/s までのもの	3 分までごとに	15 円 (税込価格 16.5 円)
	ク ア～カ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/s を超えるもの	3 分までごとに	100 円 (税込価格 110 円)
備考	<p>1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。</p> <p>2 (イ)から(カ)に規定する通信料金は、その第2種契約の利用回線に係る電気通信サービスがNTT 東西が定める I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 における提供の形態による細目が II 型 の I P 通信網サービスである場合に限り適用します。</p>		

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

2-1-2 タイプ2に係るもの

(1) (2)及び(3)以外のもの

料金種別			単位	料金額	
県内通信及び県間通信	ア その通信に係る通信種別がおおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響のみであって、1 のチャンネルにおける同時通信数が 1 のもの	プラン 1 に係るもの	県内通信	3 分までごとに	6 円 (税込価格 6.6 円)
			県間通信	3 分までごとに	10 円 (税込価格 11 円)
		プラン 2 に係るもの		3 分までごとに	8 円 (税込価格 8.8 円)
	イ その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1 のチャンネルにおける同時通信数が 1 のもの	プラン 1 に係るもの	県内通信	3 分までごとに	6 円 (税込価格 6.6 円)
			県間通信	3 分までごとに	10 円 (税込価格 11 円)
		プラン 2 に係るもの		3 分までごとに	8 円 (税込価格 8.8 円)
	ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 64kbit/s までのもの			30 秒までごとに	1 円 (税込価格 1.1 円)
	エ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 64kbit/s を超えて 512kbit/s までのもの			30 秒までごとに	1.5 円 (税込価格 1.65 円)
	オ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 512kbit/s を超えて 1Mbit/s までのもの			30 秒までごとに	2 円 (税込価格 2.2 円)
	カ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 1Mbit/s を超えて 2.6Mbit/s までのもの			3 分までごとに	15 円 (税込価格 16.5 円)
キ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの			3 分までごとに	100 円 (税込価格 110 円)	
ク ア～キ以外のものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s までのもの			3 分までごとに	15 円 (税込価格 16.5 円)	
ケ ア～キ以外のものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの			3 分までごとに	100 円 (税込価格 110 円)	
備考	<p>1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとしします。</p> <p>2 イからケに規定する通信については、当社の第 2 種サービスのタイプ 2 に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第 2 種サービスに係る接続契約者回線等、第 3 種サービスに係る契約者回線又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。</p>				

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

(2) 移動体通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
移動体通信	1分までごとに	16円 (税込価格 17.6円)

2-2 国際通信に係るもの

2-2-1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国 (香港及びマカオを除きます。) 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール連邦民主共和国 バーレーン王国 パキスタン・イスラム共和国 パレスチナバングラデシュ人民共和国 東ティモール民主共和国 フィリピン共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦共和国モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシェミット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。) アルゼンチン共和国 アルバ アンギラ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国英領バージン諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンティールガイアナ共和国 カナダ キューバ共和国グアテマラ共和国 グアドループ島 グレナダ ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンピエール島・ミクロン島ジャマイカ スリナム共和国 セントクリストファー・ネービスセントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア タークス・カイコス諸島 チリ共和国 ドミニカ共和国 ドミニカ国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 バミューダ諸島 パラグアイ共和国 バルバドス プエルトリコ フォークランド諸島 ブラジル連邦共和国フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエラ・ボリバル共和国 ベリーズ ペルー共和国 ボリビア多民族国 ホンジュラス共和国 マルチニーク島 メキシコ合衆国 モンセラット

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモン諸島 ツバル トケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国ニウエ ニューカレドニア ニュ ージーランド ノーフォーク島バヌアツ共和国 パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー共和国 フランス領ポリネシア フランス 領ワリス・フテュナ諸島 米領サモア マーシャル諸島共和国 ミクロネシ ア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アゾレス諸 島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和 国 オランダ王国 カザフスタン共和国カナリア諸島 ギリシャ共和国 キ ルギス共和国 グリーンランドグレート・ブリテン及び北アイルランド連合 王国 クロアチア共和国 コソボ共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル ジョージアスイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北アフリ カ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキスタン 共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国トルクメニスタ ン トルコ共和国 ノルウェー王国 バチカン市国 ハンガリー フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国ブルガリ ア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド共和国 ボスニ ア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニア 旧ユーゴスラビア共 和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ公国 モルドバ共和国 モンテ ネグロ ラトビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ル ーマニア ルクセンブルク大公国 ロシア連邦
アフリカ	アセンション島 アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国ウガンダ共 和国 エジプト・アラブ共和国 エスワティニ王国 エチオピア連邦民主共 和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボヴェルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ケ ニア共和国 コートジボワール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ 民主共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレ オネ共和国 ジブチ共和国 リビア ジンバブエ共和国 スーダン共和国赤 道ギニア共和国 セネガル共和国 セントヘレナ島 ソマリア連邦共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 中央アフリカ共和国 チュニジア共 和国 トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール 共和国 ブルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和 国 マイヨット島 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南 アフリカ共和国 南スーダン共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・ イスラム共和国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	ルワンダ共和国 レソト王国 レユニオン
インマルサット移動地球局	インマルサット-フリート インマルサット-BGAN/FBBインマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD インマルサット-エアロ インマルサット-F-HSD
特定衛星携帯端末	イリジウム スラーヤ
備考 インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、BGAN/FBB、BGAN-HSD/FBB-HSD、エアロ、F-HSDの区別があります。	

2-2-2 国際通信に関する料金額

(単位：円)

着信先の地域 \ 料金額	1分までごとに次に規定する額
アイスランド共和国	70
アイルランド	20
アゼルバイジャン共和国	70
アセンション島	250
アゾレス諸島	36
アフガニスタン・イスラム共和国	160
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)	9
アラブ首長国連邦	50
アルジェリア民主人民共和国	127
アルゼンチン共和国	50
アルバ	80
アルバニア共和国	120
アルメニア共和国	202
アンギラ	80
アンゴラ共和国	45
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボヴェルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
ギニアビサウ共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア連邦共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国 (香港及びマカオを除きます。)	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール連邦民主共和国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア多民族国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	35
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦共和国	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディブ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ	120
ヨルダン・ハシェミット王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア	70
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサット-フリート	209
インマルサット-BGAN/FBB	209

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

インマルサット-B G A N-H S D / F B B-H S D	700
インマルサット-エアロ	700
インマルサット-F-H S D	700
イリジウム	250
スラーヤ	175

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区分	内容				
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。				
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 回線終端装置工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額が 29,000 円（税込価格 31,900 円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円（税込価格 31,900 円）を超える場合は 29,000 円（税込価格 31,900 円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1 の者からの申込み又は請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>				
(3) 交換機等工事費の適用	<p>交換機等工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>音声利用 I P 通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	音声利用 I P 通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。
区分	交換機等工事費等の適用				
ア 交換機等工事費	音声利用 I P 通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。				
(4) 請求による契約者回線番号の変更に関する工事費の適用	契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1 の工事ごとに 2,500 円（税込価格 2,750 円）とします。				
(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出国機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出国機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 4 条に規定するものをいいます。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に 2,000 円（税込価格 2,200 円）を加算して適用します。				
(6) 割増工事費の適用	<p>ア 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費（イに規定する加算額を除きます。）は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <p>(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外のもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額		
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	<p>午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</p>	<p>その工事に関する工事費の合計額(工事の着手等に関する工事費(工事の結果の報告に係るものに限ります。)を含みます。)から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額</p>						
	<p>午後10時から翌日の午前8時30分まで</p>	<p>その工事に関する工事費の合計額(工事の着手等に関する工事費(工事の結果の報告に係るものに限ります。)を含みます。)から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額</p>						
<p>(イ) 配線経路構築工事に係るもの</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1059 938 1104">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="946 1059 1401 1104">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1115 938 1350"> <p>午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</p> </td> <td data-bbox="946 1115 1401 1350"> <p>配線経路構築工事費に1.3を乗じた額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1361 938 1440"> <p>午後10時から翌日の午前8時30分まで</p> </td> <td data-bbox="946 1361 1401 1440"> <p>配線経路構築工事費に1.6を乗じた額</p> </td> </tr> </tbody> </table>			工事を施工する時間帯	割増工事費の額	<p>午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</p>	<p>配線経路構築工事費に1.3を乗じた額</p>	<p>午後10時から翌日の午前8時30分まで</p>	<p>配線経路構築工事費に1.6を乗じた額</p>
工事を施工する時間帯	割増工事費の額							
<p>午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</p>	<p>配線経路構築工事費に1.3を乗じた額</p>							
<p>午後10時から翌日の午前8時30分まで</p>	<p>配線経路構築工事費に1.6を乗じた額</p>							
<p>(ウ) 配線保護工事に係るもの</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1496 938 1541">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="946 1496 1401 1541">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1552 938 1597"> <p>① 夜間帯</p> </td> <td data-bbox="946 1552 1401 1597"> <p>配線保護工事費に1.3を乗じた額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1608 938 1641"> <p>② 深夜・早朝帯</p> </td> <td data-bbox="946 1608 1401 1641"> <p>配線保護工事費に1.6を乗じた額</p> </td> </tr> </tbody> </table>			工事を施工する時間帯	割増工事費の額	<p>① 夜間帯</p>	<p>配線保護工事費に1.3を乗じた額</p>	<p>② 深夜・早朝帯</p>	<p>配線保護工事費に1.6を乗じた額</p>
工事を施工する時間帯	割増工事費の額							
<p>① 夜間帯</p>	<p>配線保護工事費に1.3を乗じた額</p>							
<p>② 深夜・早朝帯</p>	<p>配線保護工事費に1.6を乗じた額</p>							
<p>(エ) 配線経路の調査に係るもの</p>								
	<p>午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</p>	<p>工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限ります。)に1.3を乗じた額</p>						

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	<p>午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで</p>	<p>工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限りま す。)に 1.6 を乗じた額</p>		
	<p>イ 当社は、第 4 種契約者からその契約者回線の設置に関する工事(その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000 円(税込価格 2,200 円)であるものを除きます。)又は工事の着手等に関する工事(配線経路の調査に係るものに限りま す。)を土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日を行います。)に行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1 の工事ごとに 3,000 円(税込価格 3,300 円)を加算して適用します。</p>			
<p>(6)の 2 工事の着手等に関する工事費の適用</p>	<p>第 4 種サービスの契約者回線の設置に係る工事の着手等に関する工事を行うときには、次表に規定する額を適用します。</p>			
	<p>区分</p>	<p>工事費の適用</p>	<p>単位</p>	<p>工事費の額</p>
	<p>ア 配線経路の調査に係るもの</p>	<p>契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。</p>	<p>基本額(1の工事ごとに) 配線経路における通線の確認に関する加算額(1の工事ごとに)</p>	<p>13,000 円(税込価格 14,300 円) 3,000 円(税込価格 3,300 円)</p>
	<p>イ 工事の結果の報告に係るもの</p>	<p>当社からその第 4 種契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。</p>	<p>基本額(1の契約者回線の終端の場所等(1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は 3 までとします。)ごとに)</p>	<p>6,000 円(税込価格 6,600 円)</p>

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

				加算額 (1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1契約者回線ごとに)	1,800円(税込価格 1,980円)
	ウ 工事の施工日の調整及び管理に係るもの	2を超える契約者回線の終端の場所等に係る工事の施工日の調整及び管理を行う場合に適用します。	(ア) (イ) 以外の場合	基本額 (1の契約者回線の終端の場所等 (1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。) ごとに)	6,000円(税込価格 6,600円)
				加算額 (1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1契約者回線ごとに)	1,800円(税込価格 1,980円)
			(イ) 工事の施工日の変更を行う場合	1契約者回線ごとに	700円(税込価格 770円)
(6)の3 契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用	ア 第4種サービスに係る契約者回線について、第4種契約者から契約申込又は工事を要する請求にあたって、その承諾を受ける日又はその翌日に工事 (交換機等工事のみの場合の工事、時刻指定工事費を適用する場合の工事又は(6)欄のアに規定する場合の工事を除きます。) を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円(税込価格22,000円)を加算して適用しま				

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	<p>す。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、契約申込の承諾の日等に行う工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、アに規定する工事を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>								
(7) 時刻指定工事費の適用	<p>ア 第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその第2種契約者又は第4種契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限りです。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした第2種契約者又は第4種契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <table border="1" data-bbox="475 1167 1406 1507"> <thead> <tr> <th>指定時刻</th> <th>工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後4時まで</td> <td>11,000円 (税込価格 12,100円)</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>18,000円 (税込価格 19,800円)</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時まで</td> <td>28,000円 (税込価格 30,800円)</td> </tr> </tbody> </table>	指定時刻	工事費の額	午前9時から午後4時まで	11,000円 (税込価格 12,100円)	午後5時から午後9時まで	18,000円 (税込価格 19,800円)	午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円 (税込価格 30,800円)
指定時刻	工事費の額								
午前9時から午後4時まで	11,000円 (税込価格 12,100円)								
午後5時から午後9時まで	18,000円 (税込価格 19,800円)								
午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円 (税込価格 30,800円)								
(8) 工事費の適用の除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 映像通信機能に係る工事</p> <p>イ 第2種サービスのメニュー1-2からメニュー1-1への細目の変更の工事</p> <p>ウ イの工事と同時に施工する工事であって、メニュー1-2の基本機能に相当する付加機能の利用の開始に関するもの（着信転送機能、迷惑電話おことわり機能又は着信情報送信機能については、細目の変更前においてそれらの付加機能に相当する機能を利用していた契約者回線番号、追加番号又は登録応答装</p>								

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	置に係るものに限りま。
	エ 第2種サービスに係る付加機能(着信課金機能、特定番号通知機能並びにメニュー2及びメニュー3に係る番号情報送出機能を除きます。)又は第3種サービスに係る付加機能(着信課金機能、特定番号通知機能及び番号情報送出機能を除きます。)の利用の開始に係る工事であって、第2種サービス又は第3種サービスの利用の開始若しくは細目の変更(イの場合を除きます。)又は利用回線の移転若しくは変更の工事と同時に施工する場合
	オ 間違い電話による電話番号の変更の工事(利用権を譲り受ける等その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。)
	カ 第2種サービスのメニュー1-2に係る通信中着信機能に相当する機能の利用の一時中断又は再利用に係る工事
	キ 第2種サービスに係る複数回線共通番号機能の利用の開始に係る工事
	ク 第2種サービス(利用回線に係る電気通信サービスがNTT東西が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5における提供の形態による細目がII型のIP通信網サービスであるものに限りま。)のタイプ1からタイプ2への細目の変更の工事
	ケ 事業所番号ルーチング機能の追加機能の利用の開始又は変更に係る工事
	コ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話契約の解除の通知と同時に第4種契約(メニュー1に係るものに限りま。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の、第4種サービスに係る契約者回線の設置及び付加機能の利用開始の工事
	サ 電話サービス契約約款における緊急通報用電話の設置場所において、第4種契約(メニュー2に係るものに限りま。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合の、第4種サービスに係る契約者回線の設置及び付加機能の利用開始の工事(ただし、1の設置場所において1の第4種契約の申込みに限り適用し(その申込と同時にその他の第4種契約(メニュー2に係るものに限りま。)の申込みがあった場合は、その申込みについても適用し。))
	シ 発信電話番号送出受信機能の利用の開始に係る工事
(9) 工事費の減額適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

2-1 チャネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、第2種サービス又は第4種サービスの利用の開始若しくは細目の変更、第2種サービス又は第4種サービスの利用

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

回線の移転若しくは変更、第4種サービスの契約者回線の設置若しくは品目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	工事費の額
(1) 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格4,950円)
		加算額	3,500円 (税込価格3,850円)
	(イ) 交換機等工事及び回線収容部等のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
(2) 交換機等工事費	ア イからキ以外の工事の場合	1回線収容部ごと、 1利用回線ごと又は 1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	イ 契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合(第2種サービスに係るものであってアの工事と同時に施工する場合を除きます。)	1契約者回線番号又は 1追加番号ごとに	700円 (税込価格770円)
	ウ 削除	—	—
	エ 第2種サービスに係る付加機能に関する工事の場合	(ア) 番号情報送受信機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1追加番号ごとに
	(イ) 通信中着信機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1利用回線ごとに	700円 (税込価格770円)
	(ウ) 着信転送機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1契約者回線番号又は 1追加番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(エ) 発信電話番号受信機能に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1利用回線ごとに 1,000円 (税込価格1,100円)

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

		発信電話番号通知要請機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 利用回線ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(オ)	迷惑電話おことわり機能の利用開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事のとき	1 登録応答装置ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(カ)	同時通信機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1 回線収容部又は 1 利用回線ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(キ)	着信情報送信機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 契約者回線番号又は 1 追加番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(ク)	ファクシミリ通信蓄積機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 契約者回線番号又は 1 追加番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(ケ)	着信課金機能に関する工事のとき	1 着信課金番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
		追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 着信課金番号につき 1 の追加機能ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(コ)	着信短縮ダイヤル機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(サ)	特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 契約者回線番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	(シ) 着信一括転送機能の利用の開始又は内容の変更に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
		追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
	(ス) 事業所番号ルーチング機能の基本機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき		1事業所番号ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
(3) 削除			—	—
(4) 回線終端装置工事費				別に算定する実費
(5) 配線経路構築工事費	(ア) (イ)以外の場合		1の工事ごとに	14,000円 (税込価格15,400円)
	(イ) 第4種契約者の申込み又は請求により、(3)の工事と別日に施工する場合		1の工事ごとに	27,000円 (税込価格29,700円)
(6) 配線保護工事				別に算定する実費

2-2 利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額	
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費		1の工事ごとに 1,000円 (税込価格1,100円)	
	イ 交換機等工事費	(ア) (イ)から(ク)以外の場合	1回線収容部ごと、 1利用回線ごと又は 1契約者回線ごとに 1,000円 (税込価格1,100円)	
		(イ) 第2種サービスに係る番号情報送 出機能の利用 の一時中断の	① ②以外 のとき	1契約者回線番号又 は1追加番号ごとに 700円 (税込価格770円)
			② 追加番 号のみの利 用の一時中	利用の一時中断をす る1追加番号ごとに 700円 (税込価格770円)

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

	工事	断のとき		
	(ウ) 第2種サービスに係る迷惑電話おことわり機能の利用の一時中断の工事のとき		1 登録応答装置ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(エ) 第2種サービスに係る着信情報送信機能の利用の一時中断の工事のとき		1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(オ) 第2種サービスに係るファクシミリ通信蓄積機能の利用の一時中断の工事のとき		1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(カ) 着信課金機能の利用の一時中断に関する工事のとき		1 着信課金番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(キ) 着信短縮ダイヤル機能の利用の一時中断に関する工事のとき		1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(ク) 第2種サービスに係る事業所番号ルーチング機能の基本機能の利用の一時中断の工事のとき		1 事業所番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
(2) 再利用の工事				2-1の工事費の額と同じ

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (料金表)

第3表 重複掲載料

電話帳発行のつど1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)

第4表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1契約ごとに 300円(税込価格 330円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第5表 機器損害金

区分	単位	料金額(不課税)
J:COM PHONE ひかり (N) 対応ルーター	当社が設置した端末設備 1台ごと	12,000円

第6表 端末機器修理費

区分	単位	料金額
J:COM PHONE ひかり (N) 対応ルーター	当社が設置した端末設備 1台ごと	実費

第7表 番号ポータビリティ

区分	単位	料金額
番号ポータビリティサービス設定変更手数料	1の回線ごと	2,200円(税込2,420円)